

第51回厚生科学審議会感染症部会

新型コロナウイルス感染症対策における感染症法・検疫法の見直しに関する御意見

一般社団法人 日本経済団体連合会

新型コロナウイルス対策の確実な取り組みを推進するために、今般検討されている感染症法・検疫法の改正について、事務局案に概ね賛成する。そのうえで、以下3点、各論について意見を述べる。

(1) 積極的疫学調査の実効性の確保(資料 P11) について、療養中の患者に対して何度も電話をかけ調査されるといった事例があると承知している。調査の実効性確保のために罰則規定等を検討すること自体は賛同するが、患者の負担にも配慮し、無理なく対象者に納得感のある調査をしていただきたい。また、調査実態と課題を検証し、都度、調査方法を改善するなど、円滑な調査に向けて努めること、保健所の人員とスタッフの質の向上など体制整備を図ることをお願いしたい。

また、積極的疫学調査実施に際して、入国者や濃厚接触者など、健康観察期間にある者に対し、自宅待機の徹底やCOCOAのインストール、移動履歴の確認など、感染拡大防止を担保する方策を効果的に伝達できるよう、工夫していただきたい。

(2) 国と地方自治体の権限の強化(資料 P18) のうち「都道府県知事による入院等の総合調整」について、事務局案に異論はない。その上で、今後、特に病床のひっ迫が課題となっている地域については、必要に応じて、他の都府県の入院等についても総合調整を行えるような制度の整備も検討すべきである。

(3) 国と地方自治体の権限の強化(資料 P18) のうち「民間検査機関等の協力」について、事務局案に異論はない。その上で、今後、検査機関への協力要請はもちろんのこと、足もとでは、病床確保が大きな問題となっていることを踏まえ、感染症指定医療機関における感染症病床以外への入院や、感染症指定医療機関以外への医療機関への入院につき、行政の権限で受け入れ要請・指示を行う制度の整備も、検査機関と同等に検討すべきである。